

## 議会広報調査特別委員会調査報告書

平成17年12月20日市議会において付託された、議会広報に関する諸種調査については、次のとおりである。

本委員会は、設置目的に基づき市議会だよりの編集、発行及び議会広報のあり方等について取り組んできた。

市議会だよりについては、市広報紙との差別化を意識しながら、定例会の内容を中心に編集作業に当たった。特に、読みやすさを考慮して従来より文字ポイントを大きくし、一般質問の記事についても「質問者の顔写真掲載」「質問日別の掲載」等、市民にとってわかりやすく、関心を持ってもらえる広報紙作成に努めた。

また合併によって市域が広くなり、本庁舎で行われる本会議を傍聴することが困難となった市民にも対応するため、ケーブルテレビ放送に加え、平成20年6月定例会からインターネット動画配信を実施した。

今後さらに、開かれた議会を目指して議会の情報を積極的に伝えていく必要があり、先進都市等の調査などを踏まえ、下記の結論に達した。

### 記

1. 今後、地方分権が進むにつれ地方議会の重要性が増し、その独立性が求められるようになる。厳しい財政状況ではあるが、紙面の効率化を図りながら、引き続き市民にわかりやすい議会だよりを発行していくべきである。
2. 情報技術の発達に伴い、多くの情報伝達手段が確立されている。本市議会においても、インターネット環境等の進化に対応し、市民の声を直接聞く取り組みや議会の議事過程を市民に明らかにしていくシステムを構築するなど、さらなる議会広報の充実に努めていくべきである。
3. 本議会は、市民との協調のもと、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを決意し、全会一致で議会基本条例を可決した。

この条例に謳うとおり、議会は市民に対し議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たし、また、議会独自の視点から、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めていくべきである。

以上、報告します。

平成21年9月17日

議会広報調査特別委員長  
大坪 繁 都

佐賀市議会議長  
福 井 久 男 様